

令和3年3月5日

各 位

NPO法人京田辺市社会体育協会事務局

施設利用の制限解除について（令和3年3月5日時点）

平素は、本協会の発展のためにご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、京田辺市より標記の件につきまして、下記の通り連絡が来ましたのでお知らせいたします。

スポーツ団体の皆様には何かとご不便をお掛けしますが、何卒ご理解ご協力をお願いいたします。

記

1、小中学校の使用（学校開放事業）について

- ・当初の予定通り午後7時以降の利用中止は令和3年3月7日（日）まで
- ・令和3年3月8日（月）から通常利用となりますので、該当の団体は各自で申請をしてください。
- ・利用される団体は感染予防対策を徹底の上、引き続き学校施設を利用する際の遵守事項等を守って活動いただきますようお願いいたします。

2、有料公園施設等の営業時間について

- ・当初の予定通り午後7時以降の利用中止は令和3年3月7日（日）まで
- ・令和3年3月8日（月）から通常利用を再開

問い合わせ先

NPO法人京田辺市社会体育協会

TEL：29-9008 FAX：62-1534

メール：jimukyoku@kyotanabe-taikyo.jp